

令和2年度10月期－2 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行

監査委員 寺田 寿夫

5 監査の対象

福祉部 社会福祉課

6 監査の期間

監査対象期間 令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

監査実施期間 令和2年10月7日から令和2年10月26日まで

7 本監査の期日

令和2年10月26日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象課の課長等より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

<一般会計>

歳入における相手方が徴収した使用料について、基本協定の期限内に納入されない月があった。

契約事務における着手届において完了予定年月日の記載誤り、完了（出来高）検査調書において、立会人と検査職員が同じ職員となっているものがあり、一部に課題が見られた。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

<障がい児支援サービス事業特別会計>

概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

<一般会計・障がい児支援サービス事業特別会計>

概ね適正に行われていた。

3 意見

財務事務の執行において一部に課題は見られたものの、それ以外については概ね適正に財務の執行及び事務処理がなされていることが確認できた。

歳入における施設目的外使用料（駐車場）について、複数回の調定を検討されたい。